

【労務】 令和6年度の雇用保険率を公表 令和5年度と同率

厚生労働省から、「令和6年度の雇用保険料率について」として、リーフレットが公表されています。令和6年度の雇用保険料率（雇用保険率）は、令和5年度と同率で変更はないということです。今一度確認しておく事をお勧めいたします。

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで（令和5年4月1日～令和6年3月31日までと同率）
 - ・ 一般の事業………15.5/1000 [うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000]
 - ・ 農林水産業等………17.5/1000 [うち労働者負担 7/1000・事業主負担 10.5/1000]
 - ・ 建設業………18.5/1000 [うち労働者負担 7/1000・事業主負担 11.5/1000]

雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き 3.5/1,000 です（建設の事業は 4.5/1,000 です。）。

<令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類	① 労働者負担 <small>(失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)</small>	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>